

福島県高校生等 家計急変 による「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。
 また、新型コロナウイルス感染症等による経済状況の悪化を踏まえ、**令和2年1月以降に家計が急変したことにより所得割非課税世帯相当と認められる世帯**を対象として、奨学給付金を給付します。

制度の概要

【注意】7月以降に家計急変した場合の基準日について
 ⇒ 申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日となります。

※「所得割非課税世帯相当」かどうかは、「所得金額の求め方」を参照してください。

※申請時に既に家計急変が解消された場合は給付対象外となる場合があります。

通常の奨学給付金は別途ご案内していますので、そちらをご確認ください。

◆ 対象となる世帯

令和2年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること
 ※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
 ※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和2年度)が非課税ではないが、経済状況等の悪化により令和2年1月以降に家計が急変し、所得割非課税世帯相当であると認められること
 ※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税相当であることが必要です。
- ③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、基準日に在学していること
 ※ 対象校: 高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等



◆ 生徒一人当たりの給付額(年額)

| 給付区分 | 対象 | 課程等 | 生徒の状況 | 国公立 | 私立 | 必要書類 |
|------------------------------|--|------------|----------|----------|----------|---------|
| 家計急変により所得割非課税世帯相当であると認められる世帯 | 家計急変し収入激減した以降の1年間の年収見込額が「所得金額の求め方」に記載されている所得基準額以内であること | 通信制及び専攻科以外 | 第1子 | 84,000円 | 103,500円 | 確認チャートA |
| | | | 第2子以降(★) | 129,700円 | 138,000円 | 確認チャートB |
| | | 通信制及び専攻科 | | 36,500円 | 38,100円 | 確認チャートA |

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒

- ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉
- イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
- ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
- エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

※注意 申請時期により給付額が異なります。

提出期限以降に申請があった世帯については、原則、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)以降の月数に応じて算定した額を給付します。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込
 ※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(確認チャート参照)を添えて在学する学校に提出
 (申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限 (家計急変世帯については提出期限以降も随時受付)

令和2年 月 日() ※学校の指定する日

※前倒し給付を申請された方へ

残りの給付額を給付しますので、忘れずに今回も申請してください。

注意事項

・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

【お問合せ先】

○×高等学校(電話:〇〇〇-×××-□□□□)

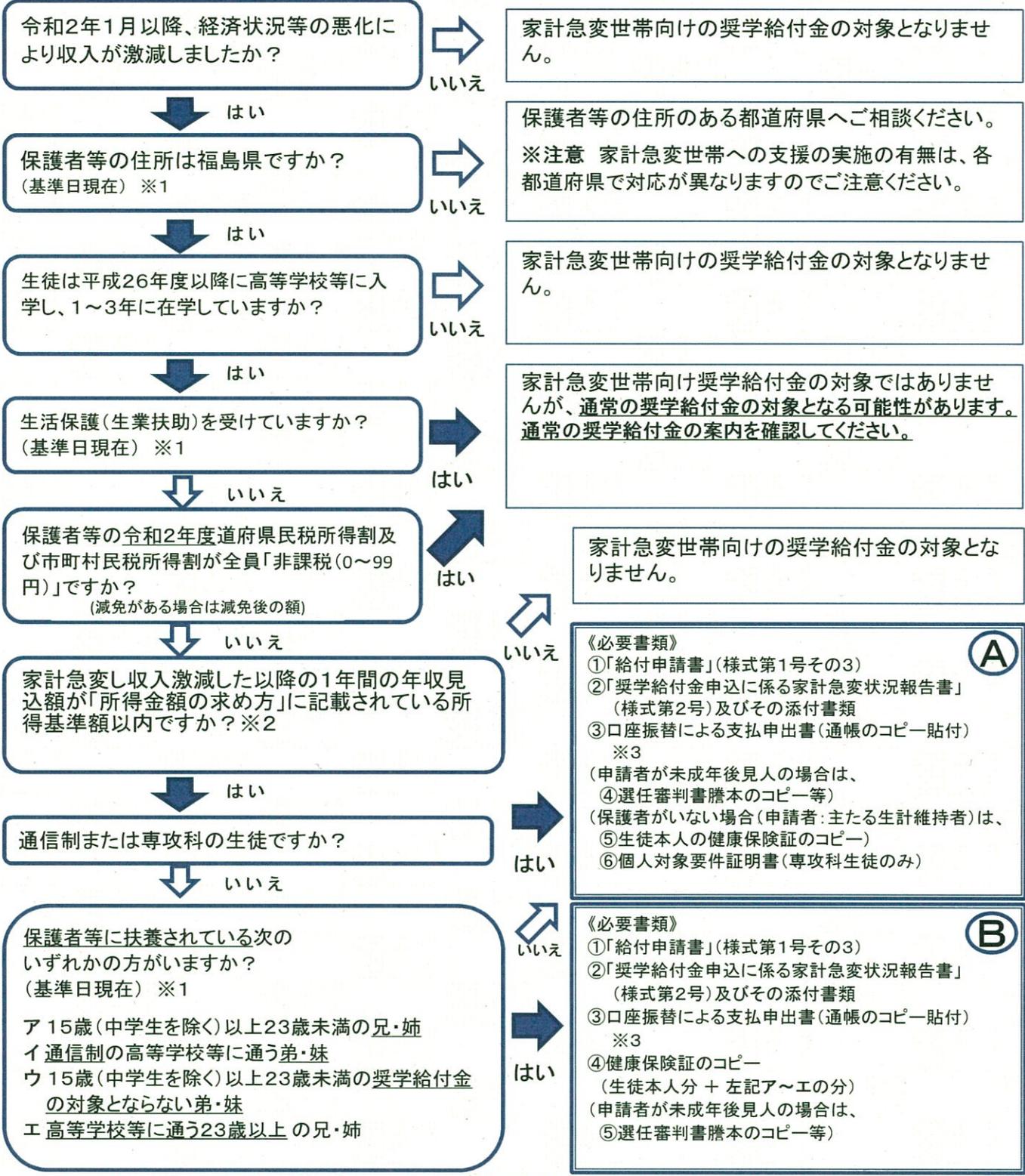
又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当(電話:024-521-7775)

福島県奨学給付金

検索

家計急変による「奨学給付金」必要書類等確認チャート

※1～3は下段の説明をお読みください。



《必要書類》 A

- ①「給付申請書」(様式第1号その3)
- ②「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」(様式第2号)及びその添付書類
- ③口座振替による支払申出書(通帳のコピー貼付) ※3

(申請者が未成年後見人の場合は、
④選任審判書謄本のコピー等)
(保護者がいない場合(申請者:主たる生計維持者)は、
⑤生徒本人の健康保険証のコピー)
⑥個人対象要件証明書(専攻科生徒のみ)

《必要書類》 B

- ①「給付申請書」(様式第1号その3)
- ②「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」(様式第2号)及びその添付書類
- ③口座振替による支払申出書(通帳のコピー貼付) ※3
- ④健康保険証のコピー (生徒本人分 + 左記ア～エの分)

(申請者が未成年後見人の場合は、
⑤選任審判書謄本のコピー等)

- ※1 基準日について
 ①家計急変事由発生日が6月末以前の場合…7月1日
 ②家計急変事由発生日が7月以降の場合…申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月)の1日
- ※2 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間(ただし家計急変発生日が月の初日である場合は家計急変発生日の属する月以降の1年間)
- ※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。
 通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
 過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

- 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。
- 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。